

## 免許状申請手続

教育職員免許法に定められた基礎資格及び教職課程の所定単位を修得(中学校教諭免許状取得希望者にとっては、介護等体験も終了していること。)した者は、教育職員免許状の取得資格を得られる。しかし、これは単に取得資格を得たのみであって、実際に免許状を得るためには、授与権者に免許状の授与申請をする必要がある。免許状の授与は、都道府県の教育委員会が行っており、授与申請に際しては、各都道府県教育委員会の指定する申請書類の様式に従って申請しなければならない。

### 1. 一括申請

免許状授与申請は、原則として取得希望者が行うものであるが、卒業又は修了と同時に申請が可能なる者については、教職教育センターが兵庫県教育委員会に一括して申請を行う。

一括申請を希望する者は、12月上旬開催の説明会において申請書類を配付するので、所定の期日までに教職教育センターに提出すること。申請書類は、申請する免許状の種類及び教科ごとに必要である。

中一種免許状の申請には、「介護等体験終了証明書」(福祉施設5日間)及び「介護等体験証明書」(盲・聾・養護学校2日間)が必要である。中一種免許状を申請する者は、申請書類に添えて、必ず「介護等体験終了証明書」及び「介護等体験証明書」を提出すること。

なお、専修免許状及び一種免許状を同時に申請する場合は、専修免許状についてのみ一括申請を行うことができる。

免許状は、卒業証書・学位記授与式当日に交付する。

### 2. 個人申請

卒業時に一括申請手続を行わなかったり、あるいは、卒業後に科目等履修生によって所定単位を修得した場合は、個人申請となる。申請者は教育委員会です定用紙の交付をうけ、必要書類を添え、各人が直接教育委員会に申請すること。この場合、居住地の教育委員会への申請となり、申請時期は特に限定されていない。

なお、申請の様式は、各都道府県によって異なるので、注意が必要である。参考のために兵庫県の例を挙げておく。

#### 申請書類

- (1) 教育職員免許状授与申請書(県交付用紙)
- (2) 誓約書(県交付用紙)
- (3) 履歴書(県交付用紙)
- (4) 免許申請入力票(県交付用紙)
- (5) 卒業証明書(本大学で発行)
- (6) 基礎資格・単位修得証明書(本大学で発行)
- (7) 介護等体験終了証明書(受入施設で発行。中学校教諭免許状取得希望者のみ必要。)

他府県では、この他に、身元(分)証明書(所定用紙に申請者本籍地の市・区・町・村役場の証明をうける)が必要な場合がある。

一括申請・個人申請ともに、戸籍上登録された氏名での申請となる（省略した文字や通称名不可）ので、受入施設で発行してもらう介護等体験終了証明書も同様に扱うよう注意すること。